

○年 ×月 ×日

秩父市長 様

秩父宮記念市民会館の利用許可を受けたいので、秩父市秩父宮記念市民会館条例施行規則第2条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請者	郵便番号 368-8686 住所(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8-15 団体名 市民会館友の会 TEL 0494-24-6000 氏名(代表者名) 秩父 太郎 FAX 0494-23-2298						
利用責任者	郵便番号 住所 同上 TEL 090-1124-6000 氏名 秩父 花子 FAX						
催事名	VIVA市民会館!! VOL.6						
利用内容	アーティストを招いてのコンサート						
主催者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外 VIVA市民実行委員会						
利用日時	○年 ○月 ○日(土) 18時00分から ○年 ○月 △日(日) 22時00分まで						
利用施設	<input checked="" type="checkbox"/> 大ホール(全席) <input type="checkbox"/> 大ホール(1階席) <input checked="" type="checkbox"/> 大ホール(舞台のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 大楽屋1 <input checked="" type="checkbox"/> 大楽屋2 <input checked="" type="checkbox"/> 中楽屋 <input checked="" type="checkbox"/> 小楽屋1 <input checked="" type="checkbox"/> 小楽屋2 <input checked="" type="checkbox"/> けやきフォーラム(A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 会議室(1・2)						
利用時間区分							
利用施設	利用月日	準備・練習	開場	開演	終演	使用終了	入場予定者数
大ホール舞台のみ	○/○(土)	18:00~ :	:	:	:	22:00	50人
大ホール全席	○/△(日)	9:00~12:00	13:00	14:00	19:00	22:00	1000人
けやきA~D	○/△(日)	9:00~ :	:	:	:	22:00	100人
	/ ()	: ~ :	:	:	:	:	人
	/ ()	: ~ :	:	:	:	:	人
入場料金等	入場料金等の区分					<input type="checkbox"/> 前売・当日別 <input checked="" type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 自由 <input type="checkbox"/> 招待 <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> あり(営利) <input checked="" type="checkbox"/> あり(非営利) <input type="checkbox"/> なし(営利) <input type="checkbox"/> なし(非営利)	S席	A席	B席	席	席	席
5,000円	4,500円	4,000円	円	円	円	円	
使用料又は利用料金	円		受付年月日	年 月 日			
請求年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日				
		許可番号					

担当	館長	備考

※ 催事情報公開 (可・不可) 可の場合、問い合わせ時連絡先回答 (可・不可)

可の場合、ホームページ公開情報 催事名 主催者 開催日 開演時間 終演時間

秩父宮記念市民会館利用申請についての説明内容確認事項

説明を受け、ご承諾いただける場合はチェックしてください。

- 申請時にお支払いいただく金額は施設使用料で、備品使用料は含まれていません。ホールやけやきを利用する場合、施設使用料とは別に備品使用料がかかります。備品使用料は、施設使用後にお支払いいただくこととなりますが、ご理解いただけましたか。
- 当館の施設使用料(備品使用料も含む)は現金での納付が原則ですが、納付書で施設使用料を入金することになった場合、納期限内(通知日を含め2週間:納付書に明記)に納付していただけますか。
- 納付された使用料金は、条例第8条のとおり還付(返金)されませんが、ご理解いただけましたか。
(秩父市秩父宮記念市民会館条例第8条)
既納の使用量は、還付しない。ただし、次の号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が第5条1項の許可を取り消したとき。
(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館を利用することができないとき。

※ すべての項目がチェックされない場合、秩父宮記念市民会館の管理・運営にご理解がいただけなかったと判断し、貸出をお断りいたします。

上記項目をすべて理解・承諾いたしました。

令和 ○年 ×月 ×日

承諾者 秩父 花子